

## 港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度

六本木の「まちのルール」に賛同する店舗や事業所を募集しています。

港区では、平成26年4月に港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度を創設しました。この制度は直接店舗や事業所等に対し、憲章への賛同の可否及び憲章の理念に即した活動の有無といった確認を求める働きかけを行っていくことにより、相乗的な周知・浸透を図っていくことを目的としています。



チラシ リーフレット

**対象** 六本木地区（六本木3～7丁目及び赤坂9丁目7番）に主として立地又は活動する店舗や事業所等（以下、「事業所等」）。

- 申込**
- STEP 1** 憲章の趣旨、内容等を港区公式ホームページなどで確認。
  - STEP 2** 賛同書を港区麻布地区総合支所協働推進課窓口又は港区公式ホームページから入手。
  - STEP 3** 賛同書に必要事項を記入し、港区麻布地区総合支所協働推進課へ持参又は郵送により提出。

憲章に賛同した事業所等は「賛同事業所等」として、名称が港区公式ホームページや地域情報紙等に掲載されます！

※「賛同事業所等」には、港区から「認証」を受けるための認証申請書を一齐に送付します。認証申請書提出後、審査を経て、港区から「認証」されると、認証状と認証ステッカーを交付するとともに、名称と活動内容等を港区公式ホームページや地域情報紙等により情報発信します。

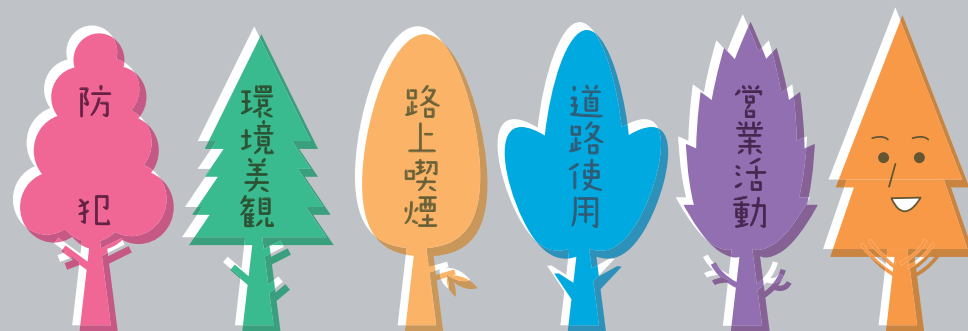


港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度の詳細はこちら

### 🌳 「六本木安全安心憲章」ガイドブック

平成27年3月発行

発行 六本木地区安全安心まちづくり推進会議  
編集・お問合せ 港区麻布地区総合支所協働推進課協働推進係  
TEL : 03-5114-8802  
〒106-8515 港区六本木5丁目16番45号



「また来よう。六本木」をすべてのひとに。



**六本木安全安心憲章**  
賑わい綺麗なまち六本木を目指して

六本木地区安全安心まちづくり推進会議